

インボイス制度がはじまります

～免税事業者とはお取引できません！！そういわれる前に～

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」（登録事業者）となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されました。

インボイス制度の説明会について

J Aふかやでは、事業者の方がインボイス制度への理解を深めていただいた上で、それぞれの事業に応じた対応や準備を進めていただけるよう説明会を開催します。

説明会の開催日程は以下のとおりとなります。新型コロナウイルス感染防止対策及び会場の関係上、予約制となります。説明会へ参加希望の方につきましては、予約連絡先、営農経済部 ☎574-1159 へ8月17日（水）までに申し込みの程お願い申し上げます。

北 部 説 明 会

日 時 : 令和4年8月29日（月）
1回：午後1時30分～ 2回：午後3時30分～
場 所 : J Aふかや北部営農経済センター 2階会議室

南 部 説 明 会

日 時 : 令和4年8月30日（火）
1回：午後1時30分～ 2回：午後3時30分～
場 所 : J Aふかや南部営農経済センター 3階大会議室

※新型コロナウイルス対策により、参加希望者数に応じては、ご希望日時に添えない場合がありますのでご了承の程お願い申し上げます。